

明治・大正期における地域共同体(コモンズ)の森林保全

滋賀県甲賀郡甲賀町大原地区共有山を事例にして

誌名	森林研究
ISSN	13444174
著者名	三俣,学
発行元	京都大学大学院農学研究科附属演習林
巻/号	72号
巻号補足	
掲載ページ	p. 35-44
発行年月	2000年12月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター

Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council
Secretariat



論 文

明治・大正期における地域共同体（コモンズ）の森林保全
— 滋賀県甲賀郡甲賀町大原地区共有山を事例にして —

三俣 学*

Conservation of “common” forests in the Meiji and Taisho eras

— A case study of common forest in the Ohara region, Koka county, Shiga prefecture —

Gaku MITSUMATA*

地域住民による相互規制によって地域資源を保全してきた日本の入会制度が、近年、環境問題の議論の場で、盛んに脚光を浴び始めている。事実、日本の共有山や財産区をめぐる先行研究は数多い。しかし、それら（少なくとも、入会林野の近代化が進められた戦後において）は概して、日本の社会制度の歴史一般における一つの特殊な制度の記述としての狭く、また後ろ向きの位置づけにおいてであり、より広く、また意義の深い環境保全の視点や海外におけるコモンズ研究との接点を持つものではなかった。本稿は、明治初期の森林荒廃を見事に脱し、今や檜の美林を形成するに至った明治・大正期の滋賀県甲賀郡甲賀町大原地区の共有山利用を事例とし、旧大原村の地域共同体が果たした森林保全をコモンズ論的な視点から考察する。また、コモンズという言葉だけが先行して、環境保全のためのコモンズの内法（約束事ないしはルール）についての学問的検討があまり進んでいない現状において、本稿では、旧大原村民が締結し、堅く遵守した共有山盟約とその変遷を詳細に分析し、さらには海外研究との比較分析を試みた。その結果、資源管理主体として存立するコモンズには、洋の東西を問わず、共通した要件が確認された。

キーワード：地域共同体、滋賀県大原地区、共有山、コモンズのルール

うなシステムの支柱となった。大原村村民が必要とした要件は、前述したE. Ostromが掲げた道具の規制や罰則規定等を盛り込んだ「コモンズ長期存立条件」とほぼ合致しており、持続可能性を有するコモンズには、共通した要件が必要になることが明らかになった。

明治・大正期の甲賀郡大原村共有山盟約の変遷と造林過程

1. 明治期の大原村の概要と林況

本稿で採り上げる旧大原村(以下大原村とする)は、琵琶湖淀川集水域の中東部、滋賀県甲賀郡の東南部に位置し、村の東北から南部にかけては、標高600~800mの鈴鹿山脈がそびえ、三重県との県境をなしている。1899(明治22)年の町村制施行の際、櫛野(いちの)、神(かむら)、大原上田、大久保、大原中、鳥居野、相模、大原市場、高野の全九ヵ村が合併して成立した。大原村の九つの集落すべては、鈴鹿山脈の支脈に挟まれた櫛野川、大原川が貫流する大原谷に存在しており、1890(明治23)年の調査によると、人口4,503人、世帯数804戸ほどの農業生産を中心とする集落であった。また、1910(明治43)年の調査によると、大原地区九集落の共有山(村有林)の面積は304町であり、大原村の全山林面積のおよそ25%を占めていた。甲賀地方の森は、古くから「杣の谷」と呼ばれ、奈良時代には「杣」が設置されるなど、良質な檜、杉の産地としてその名を馳せていた。コンラッド・タットマン(1998)によれば、甲賀周辺の森林利用の歴史は、古代国家樹立のための建造物ラッシュ期

の補助を受けつつ、面積282反5畝18歩の造林を行うことになった。1903（明治36）年～1918（大正7）年間ににおける造林過程は、ほぼ三期のピークによって特徴づけられる。

第一期は、1905（明治38）年から1907（明治40）年で、日露戦争戦役記念林による植樹面積の拡大期、第二期は、1909（明治42）年から1910（明治43）年で、日露戦争戦役記念林の植樹の完了に勢いづき、前述した1904（明治37）年の造林計画の植林活動に一層の拍車がかかったことによる。1904（明治37）年の造林計画は、予定より五年もはやい1910（明治43）年に完了させる猛烈な勢いで、植樹活動はすすんだ。第三期は、明治天皇即位五十周年記念という名目で1911（明治44）年から始められたが、明治天皇の死去に伴い、失意した村民らは、計画より六年も遅れた1923（大正12）年まで植林を続けたが、当初予定していた目標には随分と及ばない植栽面積153万町、植栽総数91万8,000本にとどまった。大原村の村有林では、1918（大正7）年までに植栽面積が354町、そのうちの30余町歩が既に、15年～24年生にまでに成長し、1912（明治45）年までには、間伐を二、三度できる時期を向かえ、良好に成長を遂げた様子が記録されている（大原村役場、1918）。大原村民による禿山の緑化は、この頃までかなり進められていた。

以下では、この大原村民による禿げ山の緑化活動を可能ならしめたコモンズの内法およびその変遷に焦点を当ててみることにする。

は外部からのただ乗り (free rider) を排除するという重要な意味あいを持っている。このように、明治10年の規約書で、山林へのオープンアクセス的利用の制限が明記されたが、先述の通り、乱伐の弊習を一掃するほどの効力を持つものではなかった⁽⁵⁾。そこで、続く全五カ条の明治15年の共有林保護二付盟約証に改正されることになる。

2. 共有林保護二付盟約証 (明治15年制定)

第一条 需用渡世を問わす薪炭伐採のため共有山林へ入会の節は鉈其他の器具携帯するを廃し鎌而已に限ること

第三条 前條炭焼き稼業を願出たるときは炭窯場所検査をなし一カ年炭窯一カ所に付金一円五十錢を年番へ前納の上着手するものとす

但し同窯にて二カ年継続するとき又は二名以上共有なるときは尚金一円五十錢を加えるものとす

第四条 薪炭稼業者は勿論遊歩のものたりとも一切放火為すへからず若し放火または失火を見聞きするときは直ちに最寄り役場へ申出消防に力むる事

但し告知者へは相当賞金を与ふるものとす

第一条では、入会の時に

まで必要とされた（第十条）、その検査の上で行われる
 刈り合いは、5月20日～30日と7月1日～10日の計二十日
 間の山入り期間内にのみ、看守人の監視（第十一条）の
 下で許された（第九条）のである。山入り期間外につい
 ては、刃物さえ持ち込まなければ、日常の暮らしに最低
 限必要とされた蕨、菌類、木の実等を採取することが、
 年間を通じて許され（第九条）ており、杉原（1994）の
 指摘する生活のバッファー（村民それぞれの最低限度の
 生活を保障する緩衝地）としての機能が、ここに見られ
 る。このように想定される様々な問題に対処するための
 細則事項が何項も練られている。それらの厳しい山林保
 全のための細則事項が、かたや村民生活の実状を考慮し、
 それを不可能にしてしまうことなく、段階的に規約中に
 盛り込めていった点は注目に値する。また、禁伐場であ
 っても氏神である大鳥神社龍王社の修繕に要する伐採は
 例外的に認める例外条項（第七条の二項）があらわれた
 点も見逃せない。コモンズの精神的な一致のシンボルで
 ある氏神に対してのそのような特例の扱いを認めたこと
 は、氏子としての精神的一致をより強め、コモンズの結
 束力を確固たるものにし、厳しい盟約の遵守と森林保全
 のための過酷な造林活動に村民を導いたと推測される。
 明治10、15、17年の改正に続いて、更に明治19年にも共
 有山林保護規約が改正され、内容・条項数（三十六カ条）

年まで、前の明治19年の共有山林保護規約が引き続き使用された。これは、明治19年の規約は、既に大原村の自然的、生態学的、社会的条件に適合しながら、禿げ山の緑化と森林保全を達成し得る規約にまで成熟していたためだと考えられる。また、明治22年以降、所有形態としては村有となったが、依然として、入会的利用とその意識が強く残っていたこともその原因であると考えられる。さて、この頃の日本は、歴史的に言う、明治27年に勃発した日清戦争に勝利し、更なる国力の充実に要請され、森林政策としては営林監督の取り締まりと森林保存と荒廃防止を進める林政の転換期でもあった。こういった背景の下、明治31年、滋賀県は民有山林保護組合規約準則を發布し、民有山林の保護の徹底を呼びかけた。それを受ける形で、大原村では、12年ぶりに共有山林保護規約を改正することになった。

5. 共有山林保護規約（明治31年）

第十三条 共有用材ノ為メ樹木伐採ヲ要スルトキハ村長ハ村会ノ評決ノ上伐採スルモトス

樹木の伐採は、大原村民で構成される村会の評決により、決定される事が第十三条で義務づけられた。つまり、共同体から得られる収穫の分配に関する意思決定に共同体の成員各々が参加できる機会均等が保証されるようになった。この明治31年規約は、全二十八条で、明治19年の規約の三十六条から八条減った。明治19年の規約において、水源涵養林、用材林、薪炭林、草刈場の四つに分類

明らかにされている（多辺田，1999）。

さて次に、大原村の地域共同体を海外のコモンズ研究との比較・対照を通じて考察してみたい。E. Ostrom (1990) は、コモンズの内法等に着目するなどして、世界各国から報告されている資源保全に成功したコモンズの事例をもとに、コモンズの長期存立条件を導出している。そのオストロームの示した条件と大原村との比較を簡単に示したものが、次の表-2である。

この表-2は、単純化して表にしているため、幾分説明が不十分であるので、補足的に説明を加えておく。ま

ず、オストロームが、collective actionの第一歩として重要視する第一番目の条件、すなわち、コモンズの領域についてであるが、大原村では境界石、境界木を設ける、あるいは、目的別に区分された山林（例えば、水源涵養林、用材薪炭林、草刈場等）の境界を図面上で色分けして表示し、また、それとともに境界石、境界木の所在を明示した詳細な図面作成を義務づけた。その詳細な地図に基づいて見回りを行い、徹底した境界管理を続けた様子が、文献中の随所から読みとることができる（大原村役場，1918）。次に、表の4番目のモニタリングに関して

表-2 オストロームの示すコモンズの長期存立条件と大原村地域共同体の比較

Table-2 The comparison between the conditions of long enduring commons shown by

は、大原村では保護掛、営林委員、看守人などによる徹底的なモニタリングに加え、緑化の進展が軌道に乗るにつれて、下草苧の夫夫寄付制度などによる利用者相互のモニタリングも同時になされるシステムが存在していた。大原村のリーダー的人物らの主導による資源管理から一歩進んで、村民どうしが森林保全のために相互規制を行い、それと同時に互いに扶助し合う慣行を生みだし得たことが、禿げ山の緑化とヒノキの美林を作り上げることに繋がったのだ、という評価を大正末期に大原村の共同体自身がくだしている（大原村、1918）。また、第6番目のコンフリクトの調整について、オストロームは、スペインのエルタ（灌漑用水）において、成熟した仲裁機関が長期に渡って有し、エルタで生じるコンフリクトを悉く解決してきた事例を挙げ、コモンズ内での仲裁者や仲裁機関の問題解決能力の高さを重要視している（E. Ostrom, 1990, 100-101項）。大原村では、賦役に関して子ども、女性、老人の扱いが問題となった（注2）際、定期的に開かれてきた村会や寄合で、村の関係者が十分に話し合い、比較的速やかに解決したという事例を聞き取り調査で確認した。大原村において問題の調整の場は、大きなレベルでは大原山林会、集落レベルではもっぱら寄合によって確保されていた。最後の存立条件である「コモンズの組織が入れ子状況になっていること」についてであるが、具体的に言うと、大原村の採った利用方法、管理方法、モニタリング、強制手段、利害の調整方法等は、より大きな組織の出す法令、例えば滋賀県が制定した明治17年の山林保護規定の標準などに対立・矛盾しておらず、このことによって、大原村のコモンズの存在の妥当性が、コモンズの外部（より大きな制度的枠組み）から保証されている。オストロームは、三層の行政的枠組み（local-regional-national government）から成るスペインのエルタ灌漑用水の管理方式を再び例にとってその重要性を指摘しており（E. Ostrom, 1990, 101-102項）、これは、Berkers (1989)、McCay and Acheson (1990) からも同じように注目している点で、共同管理（co-management）の大きい制度的な利点といえる。つまり、大原村のように、甲賀郡や滋賀県などといった、行政上より高度な次元からの調整や指導の可能性が確保されている共同管理は、コモンズどうしの資源を巡る争いや確執を生じやすい共同体基盤の管理（community-based resource management）のみの資源管理の短所を補うことができるのである。

以上のオストロームのコモンズ存立条件に明治・大正期における大原村の事例を照らし合わせてみると、両者には大変多くの一致点および共通性が認められ、資源保全を持続的に為し得るコモンズの存立には、それらが必

要不可欠な要素であることがわかった。この他にもオストロームは、持続的に存立したコモンズが有する類似性として、環境が気候や地形上不確実で複雑な状況に直面していること、長期に渡って人口が安定的であること、コモンズのルールが持続性の規準を持っており、他のコモンズが崩壊していく中でも、なお耐え続ける強さを持っていること等を指摘している。また、Bojö (1992) は、オストロームの条件に加え、コモンズから得られる収穫に対する事前の公平性、コモンズを維持していくための情報をコミュニティが蓄積・学習するための時間が確保されている等の時間的要素、コモンズ内での技術的要素の安定度をあげている（國守、1997）。一方、日本では茂木（1994）が、スリランカと英国のケーススタディを中心に世界のコモンズを概観し、それらとオストロームの先行研究を踏まえてコモンズの存立条件を導出している。そのなかでは、「(1) コモンズがその時点で持つ技術レベルにも依存するが、対象となる資源がコモンズの社会にとってたんに稀少であるばかりでなく、生活上、あるいは生存のために重要な資源であること (2) コモンズの規模は、構成員の互いの行動が看て取れ、高度の意味を読みとることのできる程度に比較的小さく、モニタリングしやすいものであること (以下略) (3) 長年の経験や学習を通じて、構成員がその資源にかかわるエコロジーに関し的確な知識を持っていること。」（茂木、1994）の三点が注目に値する。

上述したような条件の他に、大原村の地域共同体（コモンズ）を長期に渡って存立させ得た重要な要素として、次のことが考えられる。すなわち、(1) コモンズにおける神の存在とそれに対する信仰心や団結・組織力 (2) 地域資源に対する人間の働きかけによって生じる自然の変化が、時間をそれほど要さずに跳ね返ってくる程度に、コモンズが比較的小さい規模であること (3) 教育活動によるコモンズ保全の取り組みである。

(1) に関しては、タブーによる資源保全として、既に良く知られたことであるが、大原村の大鳥神社と大原村民との関わりが、コモンズ存立に大きく寄与したことは上述した通りである。また、(2) については、茂木の(2)のそれに近い。大原村の人口は、明治・大正期を通じて4,500人程度でほぼ推移し、村民は互いに顔見知り程度である小規模集落であった。そうであったからこそ、明治初年の禿げ山化に伴った様々な地域環境の変化（川床上昇、洪水、土壌崩壊等）を村民がダイレクトに受け、すぐさまそれを察知し、集団的な行動をもって対処することができたのである。また、大原村でのモニタリングの徹底が可能であったのも、小規模集落であったからこそであり、茂木の指摘通りである。(3)の学校教育の意

義は、大原村のコモンズの長期に渡って存立した要因として、特に大きいと思われる。大原村では、共有林の一部を地元の大原小学校に学校林として貸し出し、戦前は、学校教育に必要な物資や燃料等は学校林ですべて賄っていた。現在でも、なお大原小学校では「愛林思想」を教育理念の根幹においており、学校林設立当初の1893（明治26）年から続く小学校六年生による卒業記念植樹は、今年で107年目を迎え、愛林思想はなお育まれ続けている。持続的コモンズの要件として、学校教育の意義の大きさを決して度外視して考えるわけにはいかない。

まとめ

コモンズの構築そのものであった、明治・大正期の大原村民による禿山緑化の歴史的事実は、近年、叫ばれている環境問題、とりわけ地域資源の保全やその管理といった問題にいかなることを示唆しているのであろうか。その一つとして次のようなことが言えるのではないかな。すなわち、地域資源を持続的に利用・保全したい、あるいは、そうする必要性や緊急度の高い地域においては、地域環境を含め、地域の事情を最もよく把握する地域住民みずからが主となって、当該地域の特性（気候・地理的風土・人口規模・伝統・文化、社会慣習等）を十分に反映したコモンズのルールをまずもって創造する、それと同時に、そのルールが十分に機能するためのあらゆる社会制度・社会基盤を構築していくということが何より肝要であるということである。そのルール構築に際しては、大原村の共有山盟約に見たように、たえず時間の経過や社会の変動を日々の生活を通して察知し、そのルールを随時、自分たちの社会情勢に適したものに改変、改良していく「しなやかさ」を持っていくてはならない。また、それと同時に、大原共有山が大原村村有林となり、政府の市町村制という画一的、硬直的な枠組にどっぷりと浸かるように見えながら、その実、県からの造林等の補助を可能にして、森林資源という共有財産を守ったような「したたかさ」もまた必要ではないか。試行錯誤を繰り返す、「しなやか」で、「したたか」に成熟したルールや社会制度を持つに至った地域社会において始めて、地域の資源は持続的に利用・保全され、当該地域に限りない恵みを生むのである。

注および資料

- (1) 今ヨリ五六十年前ニアリテハ用材林尚存シ利用ノ途今ダ開ケザリシニヨリ甚ダシク旧観ヲ損セザリシ（以下略）（大原村役場、1918）

- (2) 爾來世運漸ク進ミ木材需要ノ途倍々開ケタル為メ競フテ之ヲ伐採セリ、而シテ當時ノ村民一般山林造成ノ念ナク、常ニ生産超過ノ供給ヲナシ來リシニ、維新後木材ノ利用頓ニ増加シ材価從テ騰貴シ日常必需ノ燃料ヲ得ンニモ尚且ツ困難ヲ感ズル（以下略）（大原村役場、1918）
- (3) 村内一部有志者ヨリ山林保護ノ必要ヲ唱導セリ、時恰モ明治八年頃ニシテ村民稍之ヲ解スルニリタルモ、其効果ハ幾分私有林ニ見ルコトヲ得ベクシテ、村有林ハ私有林保護ノ結果トシテ濫伐ノ害ヲ増大ニシ、茫然タル山面一ノ用材ヲモ存セサルニ至レリ（大原村役場、1918）
- (4) 前項ノ如キ状態ニ至リタルヲ以テ、森林愛護ノ必要ヲ感ジ時ノ戸長等相會シテ（各部落ハ當時尚村ト稱シ一村毎ニ戸長一名ヲ置ク）、別記ノ如ク先以テ共有山林ノ保護規約ヲ設ケテ、伐木ノ制限ヲ加フルコトトシ、其後明治十五年ニ至リ、更ニ一ノ盟約ヲ締結シ保護植栽ノコトニ努メタルモ、村民ノ森林ニ對スル積年ノ弊習ハ容易ニ脱シ難ク往々同規約ニ反スルモノアリ...（以下略）（大原村役場、1918）
- (5) 全山無立木ノ空漠たる裸山を見るは遠きに非ず（大原村役場、1918）

（注1）表-1は、岩本純一（1996）が、京都大学農学博士論文(p.56)において『滋賀県甲賀郡大原村村有林経営方法および成績書』をもとに修正し転載したものにさらに、大正元年以降を筆者が加筆したものである。

（注2）例えば現在、賦役の出不足賃は大原小学校のある大原中集落で、一戸につき七千円である。かつて、女子の出不足賃は男女によって差が設けられていた。女子が総出に参加した場合には、女子が男子の七割の労働力しかないとのことで、三割の出不足賃を払わなくてはならなかった。このような集落ごとの決まりも勿論、村の寄り合いで決定されていた。

謝 辞

本研究は、日本学術振興会「未来開拓学術研究推進事業“Research for the Future” Program」（プロジェクト番号 JSPS-RFTF 97I00602 プロジェクト名：地球環境情報収集の方法の確立～総合調査マニュアルの作成に向けて～；代表、和田英太郎）により支援を受けた。ここに記して感謝したい。

参考文献

- 1) Bojö, J., K-G. Mäler, and L. Umemo (1992) Environment and Development: An Economic Approach, Dordrecht: Kluwer Academic Publishers.
- 2) 岩本純一 (1996) 明治期における村落連合による造林の展開過程. 京都大学農学研究博士論文, 131pp, 京都.
- 3) 國則守生 (1997) 環境とコモンズ論. (環境と経済に関する研究 - 第2期NIRA研究報告書 - 総合研究開発機構, 東京). 75-87
- 4) コンラッド・タットマン著, 熊崎実訳 (1998) 日本人はどのようにに森をつくってきたのか. 200pp, 築地書館, 東京. 30-50
- 5) 甲賀町史編纂委員会編 (1994) 甲賀町史 (通史編). 甲賀町史 滋賀. 449-453
- 6) McCay, B. J. and J. M. Acheson (1990) The Question of the commons, The culture and ecology of Communal Resources. 439pp, The University of Arizona Press, Tucson.
- 7) 茂木愛一郎 (1994) 世界のコモンズ (社会的共通資本 - コモンズと都市 -, 宇沢弘文編, 246pp, 東京大学出版会, 東京). 127-158
- 8) Ostrom, E (1990) Analyzing long-enduring, self-organized, and self-governed CPRs. (Governing the Commons. 280pp, Cambridge University Press, Cambridge). 58-102
- 9) 大原村役場 (1911) 滋賀県甲賀郡大原村の林業. pp34, 滋賀. 4
- 10) 大原村役場 (1918) 大正七年大原村村有林経営方法及成績書. pp84, 滋賀.
- 11) 大原村役場 (1923) 大正十二年十二月甲賀郡大原村有林調査書. pp27, 滋賀.
- 12) 滋賀県甲賀郡教育会編 (1971) 甲賀郡志上・下巻. 名誉出版, 東京. 350-356
- 13) 杉原弘恭 (1994) 日本のコモンズ「入会」(社会的共通資本 - コモンズと都市 -, 宇沢弘文編, 246pp, 東京大学出版会, 東京). 101-126
- 14) 多辺田政弘 (1990) コモンズの経済学. 265pp, 学陽書房, 東京.
- 15) 多辺田政弘 (1999) 地域共同体は環境学の現場である. (Aera Mook新環境学が分かる. 朝日新聞社, 176pp, 東京) 26-29